



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



皆さまいかがお過ごしでしょうか。緊急事態宣言が解除されたとはいえ、実際には何かが劇的に解決したわけではなく、まだまだ不安な日々が続きます。ソーシャルディスタンス、マスクやうがい手洗いなど、できることを地道にしていくなかに方法はありませぬ。

緊急事態宣言中、当然に思っていたことが突如できなくなり、些細なことでもそれらがストレスでした。当然に思っていることは当然ではないことに、災害が起こるといつも実感します。日々の日常に感謝を忘れないようにして過ごしたいと思います。



～パート・アルバイト 時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
コンビニエンスストア 販売員	1,047	964	大阪市内
	915	899	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】
対象期間：2019年3月～2020年2月
データ数：965,877件

★6月のお仕事カレンダー★



- | | |
|------|---|
| 6/10 | <ul style="list-style-type: none">● 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付● 納期特例の適用を受けている個人住民税特別徴収税(2019年12月から2020年5月分)の納付 |
| 6/30 | <ul style="list-style-type: none">● 5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付● 4月決算法人の確定申告と納税・10月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)● 7月・10月・1月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) |

★お知らせ★



～新型コロナウイルス感染症に関連しての各種措置～

- 雇用調整助成金の上限額引き上げと助成率の拡充
1人1日あたり8,330円→15,000円に引き上げられました。

解雇をせず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を90%→100%へ拡充しました。
いずれも4月1日以降に遡って対象になり、既に受給・申請済みの方へも適用されます。(6月12日発表)
- 労働保険料申告・納付の延長
6月1日～7月10日まで→6月1日～8月31日までの3月間の期間に延長。一定の要件に該当する場合には、令和2年8月31日までに申告を行い、同時に納付猶予の手続を行うことも可能です。

在宅勤務の導入プロセスとルール作り

新型コロナウイルスの感染拡大防止や小学校等の臨時休校等により、在宅勤務を実施する企業が多く見られました。緊急措置として十分な準備のできないままに急遽実施した会社も多かったでしょう。これまで、在宅勤務できる仕事はほとんどないと考えていた会社でも、意外と業務が回せると感じたこともあれば、やはり在宅勤務ではなかなか難しいという会社それぞれかと思えます。導入に際して労務管理上注意すべき点をあげてみました。

■対象者

育児や介護をしながら働く従業員だけなのか、職種を限定するのか、あるいは、新入社員や製造部門など自宅で一人で業務ができない人を除いて全員対象にするのか。徐々に対象者を広げていく方法もあるでしょう。

■実施頻度

目的によって適切な頻度は異なるでしょう。育児・介護中の従業員への支援であれば、基本的に毎日在宅勤務で、週 1 日だけ出勤といった方法がありますし、災害時の事業継続のためであれば、月何日か実施して、在宅勤務に慣れておく程度でもよいでしょう。

■労働時間の管理

ここが労務管理上、一番難しい部分です。在宅勤務中は上司の目が届きませんし、本人に労働時間管理を任せると、長時間労働に陥りやすいことが指摘されています。原則は、始業・終業時刻を守って通常通りの時間管理をすることが安全です。メール・チャット・スケジュール管理ツールなどを使ってこまめに進捗状況を報告させることで、労働時間管理は可能になります。

■給与・評価

在宅勤務中であっても、給与や評価は原則同じです。通勤手当は、在宅勤務の頻度によって、定期代なのか実費なのか決めておきましょう。

■費用負担

従業員に費用負担させる場合には、その清算方法をルール化しておきましょう。水道光熱費などは切り分けが困難なため、「在宅勤務手当」などとして会社が一部補助するところもあります。

様々なパターンがありますので、正解はこれといったものはありませんが、だからこそ会社と従業員双方でのお互いに納得いくルールが必要になってくるかと思えます。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

